

## 公共事業景観検討実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、山梨県県土整備部等による公共事業の実施に際し、自然景観や歴史的・文化的景観等の保全と、地域の特色を生かした魅力ある景観の創造に向けた配慮事項の点検及び検討(以下「公共事業景観検討」という。)を行うにあたり、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要領で使用する次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 構想段階：概略設計、予備設計、基本設計その他これらに準ずる設計又は計画を作成しようとする段階
- (2) 設計段階：詳細設計、実施設計その他これらに準ずる設計を作成しようとする段階
- (3) 施工：構想段階、設計段階で設計した成果を基に実施する工事
- (4) 担当景観アドバイザー：対象事業の内容に応じ、事務局が選定する景観に関する専門家

### (対象事業)

第3条 公共事業景観検討を実施する事業は、次の各号に定めるところにより選定するものとする。

- (1) 公共事業評価会議に諮った事前評価(調査)案件のうち、全体事業費が10億円以上となる可能性のある事業
- (2) 公共事業評価会議に諮った事前評価(調査)案件のうち、「公共事業景観検討実施要領の運用(以下、運用という)」に示す一定規模以上などの構造物が生ずるものについて、景観づくり推進室長が必要であると認めたもの
- (3) 築造する構造物が見える重要な視点場が存在すると景観づくり推進室長が認めたもの
- (4) 県土整備部が実施する他部局の公共事業のうち、当該部局が景観アドバイザー会議の対象とすることを希望するもの
- (5) 事前評価(調査)時に公共事業評価会議に諮ることはなかったが、事前評価(事業)時に公共事業評価会議に諮った案件で、全体事業費が10億円以上となる事業
- (6) その他特に必要と認められる事業

### (実施内容)

第4条 公共事業景観検討の実施内容は、別紙1のとおりとする。

### (実施時期)

第4条の2 公共事業景観検討を開始する時期は、原則として事前評価(事業)として公共事業評価会議に諮る前年までに行うものとする。

### (チェックシートによる自己点検)

第5条 第3条に基づき選定した事業(以下「対象事業」という。)の設計又は計画を担当する県土整備部職員(以下「事業担当者」という。)は、構想段階及び設計段階において、自己点検チェックシートにより自ら景観に配慮するための必要事項を検討し、記載するものとする。

2 自己点検チェックシートは、設計成果品と同じ場所に保管しなければならない。

3 自己点検チェックシートは、別に定める。

(公共事業景観カルテ)

第5条の2 対象事業の事業担当者は、構想段階及び設計段階において、公共事業景観カルテの作成を行うこととする。

2 公共事業景観カルテは、設計成果品と同じ場所に保管し、検討した内容は施工及び施工後の維持管理段階まで継承しなければならない。

3 公共事業景観カルテは、公共事業のデザインに関する思想を維持管理段階へと引き継ぐためのものであり、建設後、補修工事等を実施する場合、事業担当者は公共事業景観カルテの記載内容を踏まえて補修工事等を行うものとする。

4 公共事業景観カルテは、別に定める。

(景観アドバイザー会議)

第6条 景観アドバイザー会議は、原則として構想段階及び設計段階について各2回開催するものとするが、必要に応じて増減することができる。なお、地域の特性や状況に応じ複数の対象事業を合同で実施するなど効率化に努めるものとする。

2 景観アドバイザー会議の出席者は、概ね次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 担当景観アドバイザー 2名程度
- (2) 事業担当者
- (3) 対象事業の設計又は計画業務を受託した者（以下「受注者」という。）
- (4) 事務局

3 事業担当者は、景観アドバイザー会議の開催可能時期を、概ね1ヶ月前までに事務局へ報告するものとし、事務局は、担当景観アドバイザーと調整し開催日時を決定するものとする。

4 事業担当者は、景観アドバイザー会議開催後速やかに景観アドバイザー会議の議事録要旨を、事務局に提出するものとする。

5 事業担当者は、担当景観アドバイザーから指導及び助言があった事項について、対応状況をまとめて事務局に報告し、事務局は担当景観アドバイザーに報告するものとする。

(設計業務委託に関する事項)

第7条 公共事業景観検討において受注者が行う事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 自己点検チェックシートに従った設計又は計画業務の実施
  - イ 事業担当者との打合せ協議による配慮事項の設定
  - ロ 事業担当者との打合せ協議による初期に設定した配慮事項の達成状況に関する説明
- (2) 景観アドバイザー会議に従った設計又は計画業務の実施
  - イ 景観アドバイザー会議への出席
  - ロ 担当景観アドバイザーからの指導及び助言に対する対応方法の協議
- (3) その他、業務委託契約において定めた事項

2 業務委託契約の特記仕様書に、公共事業景観検討に関する事項を記載するものとする。

3 受注者が景観アドバイザー会議に参加するために必要となる人件費は、業務委託契約の算定において積算するものとする。

(アドバイザー会議の実績等の資料作成)

第8条 事業担当者は、アドバイザー会議の実績と公共事業景観カルテ及び、完了の報告についての資料を作成し、保管する。

(事務局)

第9条 事務局は、景観づくり推進室とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

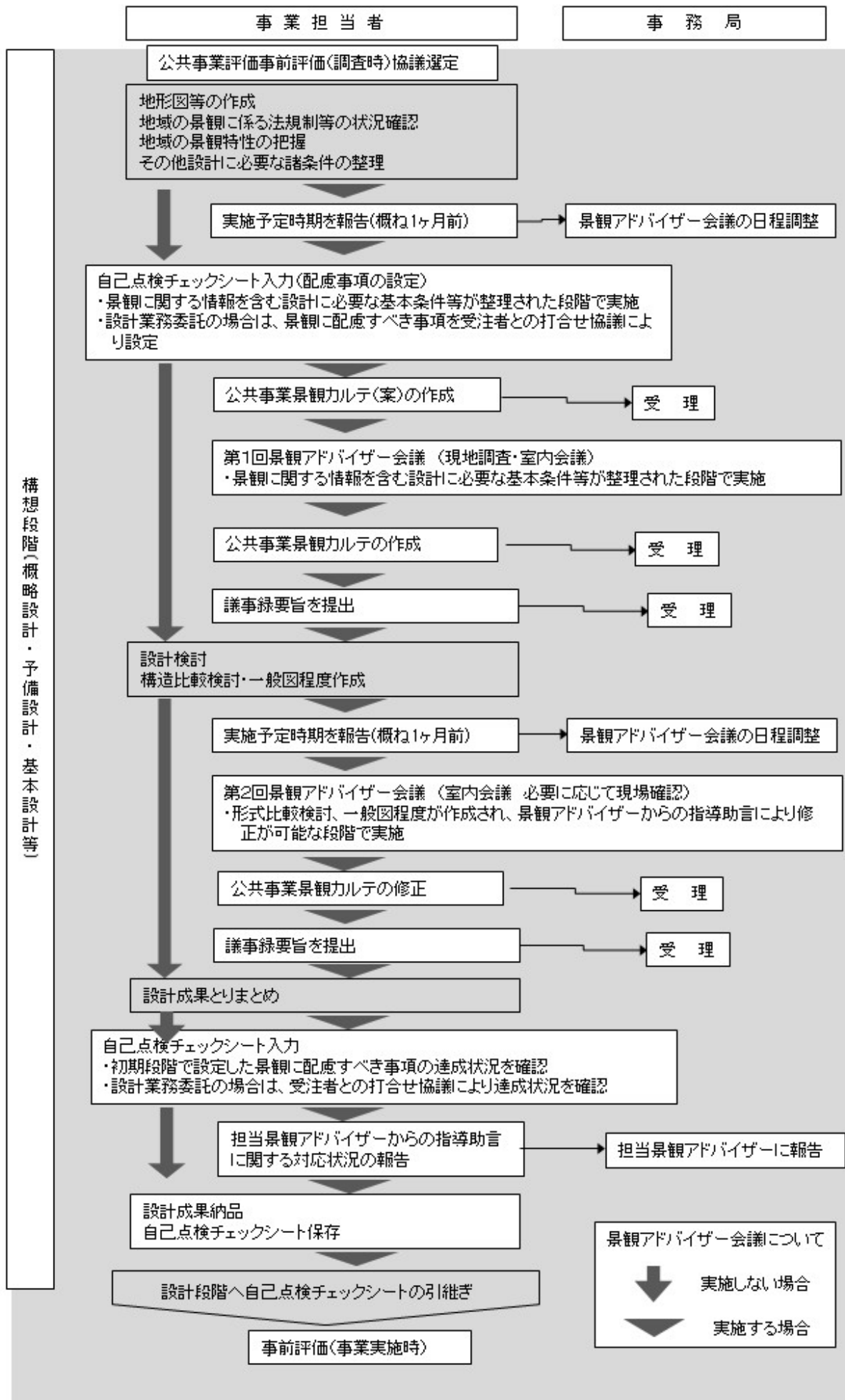
附 則

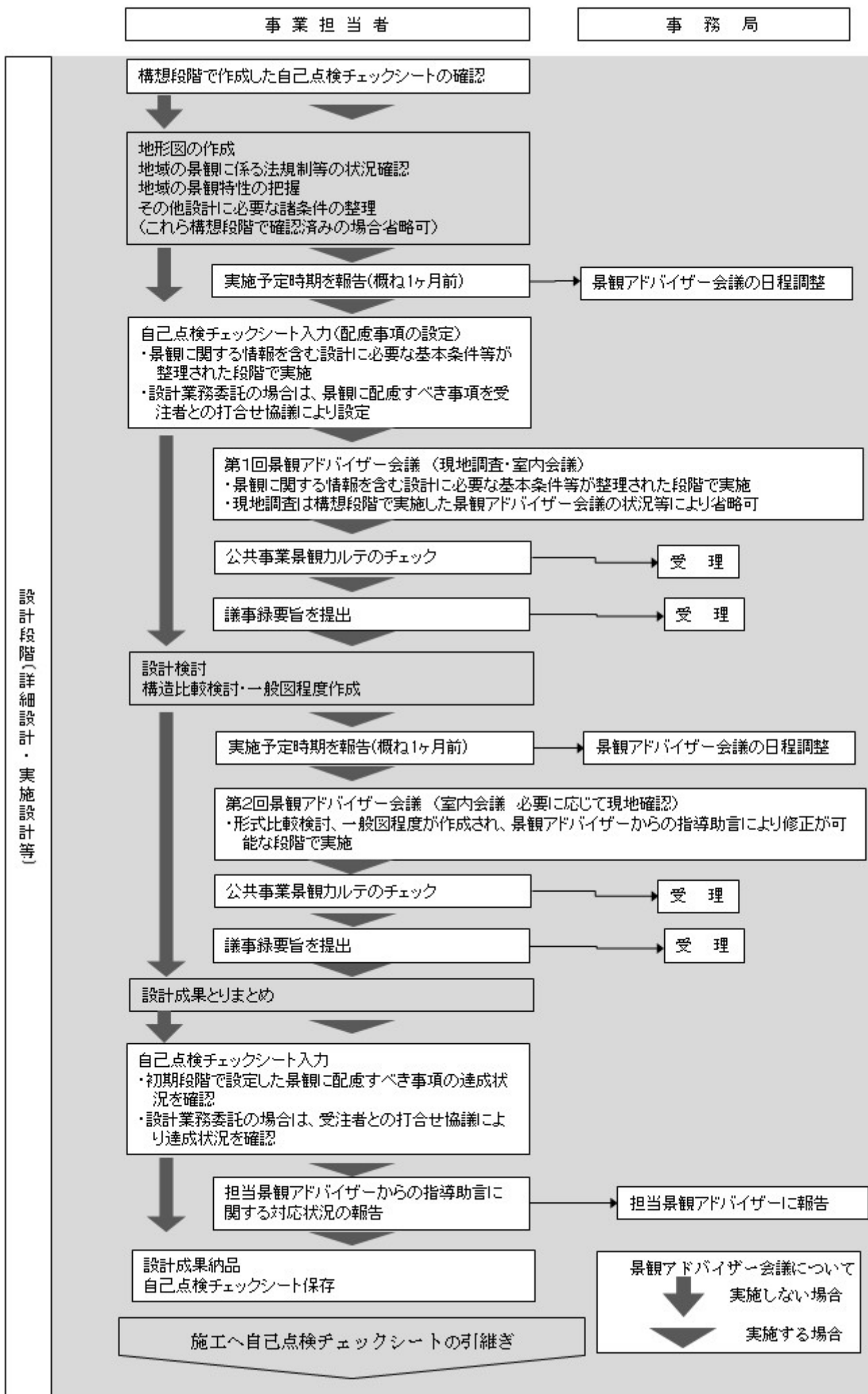
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

公共事業景観検討実施手順 別紙1





事業者

事務局

施工

自己点検チェックシートの内容確認

設計時に想定していなかった施工条件等に変更が生じた場合、現地状況と設計図を照合し、自己点検チェックシートにある検討事項が適切か点検する

必要に応じ景観アドバイザー活用事業を活用する

公共事業景観カルテのチェック

受理

維持管理段階

小規模な構造物の改修の場合でも、設計段階の手順に従い公共事業景観検討を行う